

スクールカウンセラーは学校での相談活動において、どのような 問題点・不満を抱えているか

－スクールカウンセラーの視点からみた問題点－

Problems and Dissatisfaction of the School Counselor Originating from School Consultation Activities

－Problems Seen from School Counselor's Point of View－

武井倫子* 水野康樹** 市川哲*** 西口利文****

Tsuneko TAKEI, Koujyu MIZUNO, Satoshi ICHIKAWA, Toshihumi NISHIGUTI

Summary

This paper explores unresolved problems that school counselors develop from their consultation activities in school. Eleven school counselors who work at elementary, junior high, and high schools were requested to write about problems in their jobs. One hundred and one items were collected and they are classified within a framework of universities, education boards, schools, individuals, and groups. The problems that school counselors have are classified into 15 groups: (1) Instability of job position and treatment, (2) Dissatisfaction with job assignment, (3) Insufficient working days / hours, (4) Poor environment of consultation offices, (5) Assignment of obscure duties by school, (6) Varying duties of a school counselors according to teachers in charge, (7) Obscure criteria for teachers to ask for school counselors, (8) Difficult coordination among teachers and school counselors, (9) Insufficient consultation for misbehavior and violent cases, (10) Teachers' incomprehension and poor support for handicapped children, (11) Poor coordination between parents and relevant authorities by teachers and school counselors, (12) Lack of ability of consultation offices, (13) Problems for students, (14) Dissatisfaction with clinical psychological education for school counselors, (15) Lack of ability of school counselors. Last, a summary and conclusions are provided.

Keywords ; School Counselor, Classification of Problems of School Counseling,

*本学非常勤講師 教育心理学 **名古屋市立有松中学校 臨床心理学 ***特別支援教育サポートセンター 教育心理学・特別支援教育 ****本学元非常勤講師・現大阪産業大学 教育心理学

1. 問題と目的

平成7年度(1995年度)に、文科省によるいじめや不登校対策としてスクールカウンセラー活用調査研究委託事業が始まり、スクールカウンセラーが公立中学校に派遣された。5年後に、伊藤(2000)は、受け入れ側の学校から見たスクールカウンセラー活動の評価について報告している。その結果、問題点として、「教師の意欲や受け入れ態勢によって、スクールカウンセラーの活動内容が左右される可能性」を指摘した。そして、「スクールカウンセラーと学校の教師たちとの役割分担や連携のあり方」などの問題点を挙げている。

その後、スクールカウンセラーの学校への導入をめぐる「教師の問題意識とスクールカウンセラーへの期待(下司ら, 2002)」、「中学校のスクールカウンセラーの活動に対する意識と評価(河村ら, 2005)」、「担任教師にスクールカウンセラーとの協働の開始を促す状況についての研究(山下, 2012)」など、いくつかの研究が報告されてきた。

ところで、学校へ派遣される立場にあるスクールカウンセラーは、どのような意識で活動しているのだろうか。あるいは、スクールカウンセラーは、学校において活動する上で、いかなる課題や問題点を抱えているのであろうか。

鶴飼(2007)は「スクールカウンセラーとして困ったこと」について、スクールカウンセラーを対象に自由記述を行った。その結果、困ったこととして、「校内の相談体制作り」「校内の連携」「管理職の無理解」などが多く見出されているという。武田ら(2008)は、スクールカウンセラーの実践上の課題として、反社会的な問題行動を起こす生徒への関わりのあり方について取り上げている。斉藤ら(2009)は、小学校でのスクールカウンセラーが抱く「やりにくさ」について検討している。そこでは、教員に対する理解や児童に対する把握しにくさ、関係性を理解することの難しさ、組織理解の難しさ、さらに、支援体制における相互調整として、方針の食い違い、不安定な相談体制のあり方などを挙げている。

これらの研究結果からは、スクールカウンセラーが学校で活動する上で、さまざまな問題を抱えていることが示唆される。

本研究では、先行研究でも扱われてきたスクールカウンセラーの抱える問題点や不満に焦点を当てて、複数のスクールカウンセラーから得られる情報を分類および分析することで、その全体像を解明することが目的である。

2. 方法

調査対象 複数の県に在住のスクールカウンセラー11名を対象とした。勤務する校種は、小学校2名、中学校7名、高校2名であり、性別は男性3名、女性8名であった。臨床心理士及び学校心理士、生徒指導士を所持するもの1人、学校心理士と臨床心理士を所持するもの2人、臨床心理士のみ4人、学校心理士のみ3人、生徒指導士のみ1人である。なお、教員免許の所持者は11人中6人であり、そのうち5人が中学・高校での教職経験があるものであった。

調査期日 2012年1月～3月

調査方法 上述の調査対象者に、スクールカウンセラー（以下、略記の場合は「SC」）として、学校での活動の中でどのような問題点（悪かった点、不満点、困った点を含む）があったかを質問した。箇条書きによる自由記述で、5項目以上をあげるように回答を求めた。同時に「良かった点」についても質問したが、本報告では割愛した。

3. 結果

項目の整理

箇条書きによって得られた問題点（悪かった点、不満点、困った点を含む）についてSCから得られた項目の表現を吟味し、意見がわかりにくい表現の場合にはわかりやすいように書き換えて、文を整えた。1項目に2つ以上の意見が含まれている場合には、それぞれを1つの意見の項目に分割した。意見の表現はできるかぎりSCの意図を配慮して文章化した。そのうち無関係と思われる5項目を削除し、最終的に101項目が得られた。

問題点・不満の分類枠組みの設定

項目内容を分類して見ると、ほとんどの場合、SCを取り巻く関係機関・組織・集団単位、個人単位に対する問題点・不満な点があげられていた。問題点・不満は、①SCを取り巻く関連組織・機関（大学・資格認定協会やSC派遣側の都道府県市町教育委員会）、②SCを受け入れる学校にかかわる集団単位・個人単位（学校管理職、相談部会や教員集団、教員や生徒個人、SC自身、ならびに親・保護者や児童相談所）、の2つに大別することが可能であった。図1はSCの派遣、あるいは受け入れ関係機関・組織などを、集団および個人単位で図式化したものである。なお、SCを取り巻く関連組織・機関などの中で、調査対象のSCが項目の中に書かなかったものについては図1から除外した。

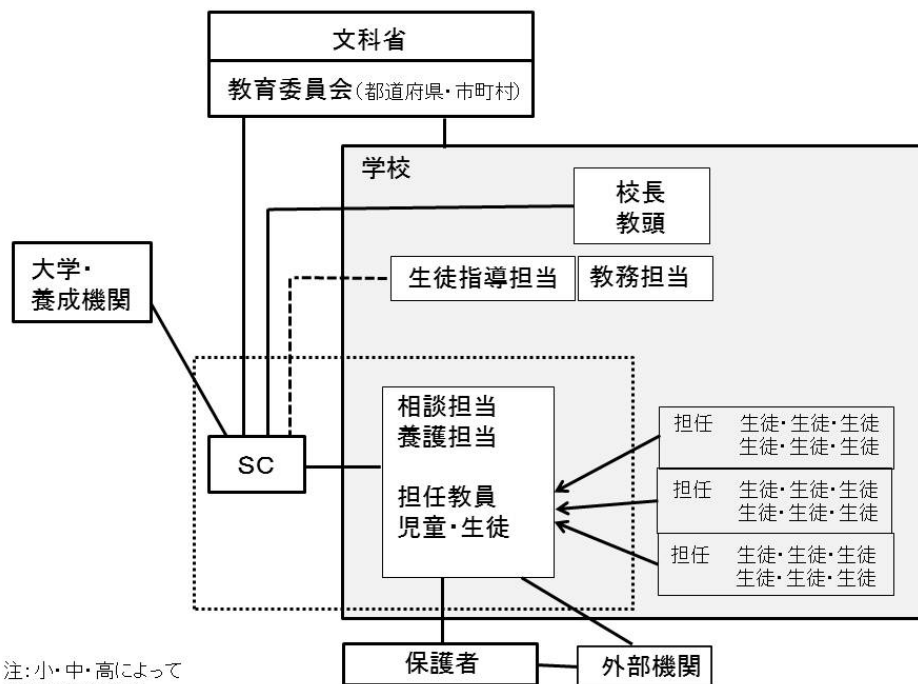


図1 SCを取り巻く組織図

本研究では、このSCを取り巻く組織図に基づいて、SCの抱える問題点・不満の整理を試みた。問題点・不満からなる101項目は、最終的に15のグループに分類・整理された。また、15グループは、さらに大きなカテゴリーとして、下の3領域(A、B、C領域)に区分された。

領域A：SCを派遣する側の関連機関・大学、教育委員会に対する問題点・不満

領域B：SCが派遣された側の学校内における、学校管理職や窓口教師・教師、教育相談部会などの対応への問題点・不満。ならびに、親対策や児童相談所など外部機関への学校側の対応に対する問題点・不満

領域C：SC自身のカウンセリング対応への問題点・不満

以下では、グループ別に、できる限り意味が通るように、いくつかの項目をつなげて文章化を試みた。

<領域A：SCを派遣する側の関連機関・大学、教育委員会に対する問題点・不満>

(1) 身分・待遇の不安定さ

年々、県のSCに対する予算が削られていき、勤務日数・時間が、最盛期に比較して減ってきている。そしてSCの収入も下がっている。すなわちSCの経験を積むにもかかわらず、勤務時間が減少し、収入が減少する現実がある。また超過勤務への予算措置もない。さらに、自動車での長距離通勤等に対する手

当てがない。

SCは単年度契約であり、雇用や身分の保証がなく、不安定である。個人事業主としての委嘱契約のため、労働基準法は適用外になる。そのため、一方的な条件変更があっても保障されない。体調を崩せば、明日からでも生活保護受給者となるかもしれないのである。

従来から指摘されていたことであるが、臨床心理士とそれ以外のSCでは、時間給に大幅な開きがあるのは問題である。

なお、SCに対する県教育委員会による研修機会は県により異なるが、概して少なく、また、その内容が貧弱である。

(2) SCの学校への偏った配置

SCの配置のあり方について、現場に沿った計画性がみられない。需要と供給を査定して配置すべきである。SCを必要としている学校には派遣されず、必要のない学校に派遣されている実態がみられ無駄である。つまり、一律に学校に配置された結果として、仕事のないSCもみられるのである。また、県によっては3年であるいは、5年で学校を移動しているが、その根拠があいまいである。さらに、学校現場の実態に合わせて、非行・不登校の専門性の高い臨床心理士をSCとして採用・配置したほうがよい。なお、SCは、学校に派遣されている。そのため、教員と協力してスムーズに取り組めるように常勤が望ましい。SCは教職免許をもち、教員と同じ勤務体制で取り組むべきである。学校への派遣にこだわらないならば、市町の教育委員会にSCを配置して、そこで相談するとよい。

(3) 勤務日数・時間が少な過ぎること

週1回の勤務のため、継続な切れ目のない支援ができない。必要な対応が難しい場合がある。週1回の勤務では、サボって保健室にくる生徒への対応ができない。1時間のみの勤務の学校があり、教員との情報交換の時間が取れない。週1回半日の勤務では、動きの激しい学校ではなにか起きているのか把握できない。学校内のシステム、組織のあり方、人間関係を理解するのに時間がかかる。最低でも、週2回7時間の勤務の確保が求められる。

(4) 心理臨床教育への不満

今の医療臨床を中心に学ぶ心理臨床教育では、学校臨床の場ではうまくいかない。

<領域B：SCが派遣された側の学校内における、学校管理職や窓口教師・教師、教育相談部会などの対応への問題点・不満。ならびに、親対策や児童相談所などへの学校側対応に対する問題点・不満>

(5) 相談場所の環境の貧弱さ

1) 物理的環境の悪さ

ハード面での環境がわるい学校がある。専用の相談室がない学校もある。教員と同室の場所で相談をすることがあり、相談内容を聞かれるためよくない。また、相談室があっても、防音されていないところがある。校内で音楽が流れるため相談の妨害になる。さらには、SC室では暖房装置がない場合があり、寒くて居づらい環境であったり、教室や生徒から離れたところにあたりして、生徒をはじめ利用者にとって不便である。

2) 心理査定用具等の不備

知能テストが用意されていない。発達障害児の診断表が学校で用意されていない。児童虐待のチェック表が学校や担任のところがない。

(6) 学校側からSCの職務が明確に指示されないこと

何をすべきなのかSCの学校での仕事の内容が明確になっていない。SCの職務は何なのかははっきりしない。仕事内容が文書化されていないし、業務に対するオリエンテーションが少ない。校長がSCへの要望をはっきり述べない場合が多い。どんなことをSCにしてほしいか校長はSCに明確に言うべきである。しかし、たとえ述べたとしても、SCへの対応が校長によってまちまちである。さらに、学校でどのようにSCを活用するのか学校体制が不明確である。

(7) 窓口の教員担当者によってSCの仕事内容が異なること

SCは、担当者(コーディネーター)の教員に力量があり、面倒見がよい学校では、仕事がスムーズにいく。だがそうでないと、十分な活動ができない。つまり、SCの窓口の担当者によって、仕事内容が変わる。SC担当者の考え方の違いにより、学校によってはSCの仕事内容に大きな違いがでてくる。

(8) 生徒をSCへ委託する基準の不明確さ

どの生徒をSCのところに委託するかの基準が教員側に統一されていない。担当者が個人的判断でSCへ委託することが多い。そのため、相談が必要な生徒がSCに派遣されてこない場合が出てくる。さらに、SCのところへ派遣する場合、教員は生徒に許可書を発行すべきである

(9) SCと教員間での連携の難しさ

1) 無関心・無期待

学校によっては、SCには全く期待していないことが、教員からはっきりと伝わってくる。たとえば、生徒のことで担任と連絡をとっても、無関心の対応を示すことがある。さらに、教員の半数以上で、SCを活用しようという雰囲気を感じられない。SCは学校で受け入れられなく孤独であるといえる。

2) 教員との意思疎通が図りにくい

SCは非常勤で時間がとれず、担任との連携や学年団との話し合いが持ちにくい。また、SCは単独で行動できないので、授業をサボって保健室にたむろする生徒をどうするか、などといった問題への対

応がとりにくい。教員が、こころの相談室を生徒指導（非行などに対して叱るなど）のために用いることへの対応などについても、話し合いができない。また、学校ごとで要望が異なり、SCがそれを把握するまでに時間がかかる。

SCが思ったような動きが取りにくく、SCによる学校側への要望を伝えたり、実現したりする機会や場が少ない。

また、教員との意思疎通が図りにくく、教員からの要望が吸い上げにくい。SCに生徒からどのような相談があったのかを、学校全体のスタッフで共有するネットがない。

3) SCと教員間での連携の難しさ

学校・地域によって、SCの認知度、理解やSCへの対応に温度差が見られる。したがって教員のなかには、SCに対する理解度が異なり、協力が温度差がある。

(10) 非行・暴力などへの対応不足

SCの相談対象が不登校に偏っている。非行・暴力の生徒に対して、生徒指導担当教員との連携ができていない。不登校だけでなく非行・暴力行為に対してもSCが対応すべきである。また、対応できるように研修すべきである。

(11) 教員側の障害児に関する 無理解・対応不足

広汎性発達障害が疑われる生徒に対して、「そのような生徒が進学校に来るはずがない」としか理解しない教員がいる。明らかに中度の知的障害児がクラスにいて、教員も生徒も困惑しているが学校側は適切な対応をしない。さらには、通常学校での受け入れが困難な重度の障害児までもが、適切な特別支援の手立てが用意されないままで通常学校に入れられている。さらには、心の病に対する認識が教員には弱いことがあげられる。

(12) 親対策・関係機関との対応・連携の弱さ

家庭の問題が今日増えている、SCも教員も、親対策を取るべきである。だがそれがほとんどみられない。児童虐待のおそれ・疑いがある場合でも、保護者対応をしない。SCや学校側は児童福祉法に従わず、管理職が児童相談所など他機関への通報や連携をとらない。SCに相談するとそれが教員に伝わってしまうと心配する保護者が意外に多い。学校側は広報をするべきである。SCへの相談は教員には伝えないから心配しないように保護者に理解させることが必要である。

(13) 相談部会の対応能力の欠如

SCが参加する教員との相談部会では、解決が先送りされて堂々めぐりで、適切な、また新しい対応がとれない。SCが入った教員の相談部会は、情報交換のみの話し合いばかりで、児童相談所や警察への連絡が求められるにもかかわらず解決策や具体的な対応をとらない。米国のような介入委員会になっ

ていない現状が見られる。

<領域C：SC自身のカウンセリング対応への問題点・不満>

(14) SCによるカウンセリング対応能力の問題

一人勤務のため専門家同士の相談ができない。心療内科にかかっても薬を飲まない子どもがいる。学校では、心理療法的アプローチができないし、心理療法の枠がゆるくなる。SCの存在を派手にアピールすれば、内緒で相談に来たい生徒や親が来にくくなる。アピールしないと来談者がこなくなり、その調整が難しい。SCに異動があるため、新しいSCが前任者と方針が異なるとき、前任者に相談を受けていた生徒を混乱させてしまう。生徒が卒業したあとの直接支援ができないのが心配である。

(15) 学校へのSC導入の有効性

SC導入によりいじめ不登校児は減っているのかの検証をすること、さらにSCの導入は何に効果が上がっているのかをデータで明らかにすることが求められる。

4. 考察と課題

本研究では、SCが学校で相談活動を行う上で抱える問題点・不満を明らかにするための意見の分類、分析をおこなった。その内容について、15項目にまとめて検討する。

1) SCの身分・待遇について

SCの身分雇用上の不安定さ、派遣期間の短さ、配置の問題などが指摘された。公立校の場合、SCの仕事は1校で現在週1回であるとしている。県によっては3年ほどで他の学校への転勤もあり、こうした勤務形態から判断して、問題のある生徒への効果的で継続的な対応が十分できないといった課題が指摘されている。SCが非常勤職であり、身分や待遇の上の不安定さがSCにとって切実な問題点として浮かびあがっている。

2) SC配置の偏りについて

SC配置が、どの学校にも機械的一律に配置されることへの問題があげられている。指導困難校には複数配置や、勤務日数を増やすことも考えられる。あるいは教育委員会にSCを配置してセンター機能を持たせるのも良いであろう。多くの生徒が来室する多忙な学校がある一方で、生徒が来室しない暇なSCの出現が見られるのは、非効率であろうし、効果が期待できないといえよう。

3) 学校現場に合致した心理臨床教育の不十分さ

SCは生徒の非行・暴力への対応には十分ではないといわれてきた。さらに、SCが受けてきた心理臨床教育が、学校には対応していないという指摘がある。これは学校での活動にSCがどのような力を

身につけている必要があるかという、SCの専門性や資格要件・大学等での専門性養成にかかわる問題である。医療臨床モデルを中心に臨床心理学を学ぶ大学院では、主に「心理療法」の力量を身につけることをめざしている場合が多い。しかしSCは、医療臨床モデルではなく教育指導モデルに依拠したカウンセリングができる力を修得して、学校に派遣される必要がある。そうでないと学校現場で貢献できないことになる。学校は心理療法をおこなう治療機関ではないからである。

4) 勤務日数・相談日数について

SC導入初期は週当たり8時間×2日間という勤務体制が見られた。現時点では公立学校でのSC勤務日数・時間は縮小されている。今回SCから出された意見項目においても、勤務日数・時間が総じて少なすぎるといふ強い不満の意見が出されている。今日の学校では、いじめや対教師暴力・事故災害など、緊急対応が求められる。つまりSCが、生徒指導の仕事とともに、米国における学校での「行動スペシャリスト」の役割も担えるようにする必要がある。

5) 相談場所の環境の貧弱さ

SC導入当初の相談場所は、学校によっては特定の相談室が準備されずに、空いている部屋や校長室を使用する場合も見られた。生徒にも利用しやすい特定の相談室が用意されていない実態がうかがわれる。SCの仕事が、①個人の秘密にかかわるものか、②学業を含む生徒指導に関わるものか、によって相談室の配置も異なることになる。この点については、SCが学習指導にも関わる米国の中学・高校で見られるように、校長室の隣や管理棟・事務室の隣などに設置するのも一案である。いずれにしてもSCが仕事のしやすい環境になっていないとの指摘が多い。

6) SCの仕事の不明確さについて

SCが学校でどのような仕事をするのか。学校内での職務内容が明確にされていない点が浮かび上がっている。SCによる相談室などでの仕事内容が管理職側から把握されていないことにも問題点として指摘されている。SC業務の定式化が求められ、統一的で、ユニバーサルな業務の基準が設定される必要がある。

7) 窓口の教員担当者によってSCの仕事内容が異なること

窓口の担当教員は、教育相談担当教員が多いが、教頭が担当する場合もある。必ずしもカウンセリングに理解のある教員というわけでもない。SCと担当教員とで、教育観、指導観が共通しているわけでもなく、両者の立場や考え方が異なる場合が出てくる。そのために、SCと窓口担当教員との意思疎通が困難となることが多い。責任者である校長がSCと担当教員の互いの仕事内容を明確に位置づければ、SCは問題や不満を持たなくてもよいことにつながる。

8) 相談室への生徒委託基準の不明確さ

どのような生徒をSCに委託するのか、その基準すらもはっきりしていない現状が見られる。相談を必要とする生徒を見逃してしまうことにもつながる。

また、SCの中には、「非行は専門ではない」といって非行生徒の相談を拒否するものも見られる。教員の多くは「受容・共感の態度」で接することをよしとしない態度を取ることがある。授業中の生徒の相談室への派遣についても文書による委託基準を作る必要がある。これは授業を勝手に抜け出すことを予防することにつながる。

9) SCと教員間の連携の難しさ

上述してきた雇用上の不安定さ、勤務時間の短さ、職務内容の不明確さ、窓口の担当教員によるSC対応への温度差などは、教員とSCの連携を難しくしているように思われる。こうした現状では、教員とSCの連携や、協力が困難であるといえ、SCの効果的な活動が保証されない。このことは、教員側の無関心・無期待、意思疎通の難しさ、連携の難しさといった点に結びつくことにもなる。学校側はSC側にどんな援助を必要としているのか、そして、SC側は何ができるのかに関して、それを双方が共有し合っていないように思われる。

10) 非行・暴力（対教師暴力・生徒間暴力への）対応不足

SCの学校への導入は、「いじめ自殺事件」がそもそもの発端となった。しかし、いじめは非行である。だが、非行・暴力に対しては、実際のところ学校でのSCの仕事になっていないようである。最近の学校ではいじめ、非行・暴力（対教師暴力・生徒間暴力）が最も深刻である。SCに対しては、非行・暴力への問題についても対応を求める課題といえる。学校へ派遣されるSCには、神経症的な生徒以外にも、非行・虐待対応が求められるのである。

11) 教員側の障害児に関する 無理解・対応不足

SCは、教員による、授業中での障害児に対する「困り感」に接することがある。この問題は、SCが教員を援助することの重要性があることを意味している。査定用のスケールの確保や使い方を紹介したりして、SCは教員の支援をすることにつながる。実際のところWISCIVやK-ABCなどによって、SCが生徒の正確な実態を明らかにし、特別支援教育の導入に向けて教員に援助することも可能である。

12) 親対策・関係機関との対応・連携の弱さ

生徒の問題行動の背景には家族機能不全・離婚問題や児童虐待が存在することが指摘されている（有門,2012）。そのため、親対策を強めることも求められる。SCが、こうした問題解決に貢献できる余地は大きいと考えられるが、その役割が発揮できない状況にあるといえる。

また生徒の状態に応じて、学校側が専門機関への委託が大切となるが、児童虐待の場合は学校側が問題を取り込んでしまう傾向が強い。学校側の判断如何によっては、SCが学校側に助言して、児童相談所や警察に相談するように勧めることもよい。

13) 相談部会の対応能力の弱さ

相談部会では生徒の問題行動について、事例にそって処遇や対応を相談する。ほとんどの場合、当該学校の教員がそのメンバーである。その中にSCも参加するのが現状である。学校側の問題行動への対応は必ずしも十分ではなく、一部の学校を除いて、問題行動の指導内規も説明責任を果たしていないのが現状である。新たな具体的な介入には限界が見られる。文書化したものもほとんどみられない。病院とか虐待問題での児童相談所への連絡は、学校側が通常躊躇することが多い。

SCは生徒への対応に、学校側の対応とは違った方向付けや、介入を行う役割をとることが求められる。

14) SC自身へのカウンセリング対応について

生徒に対する不満では、心療内科にかかっても薬を飲まない子どもがいる、という1項目があげられたのみである。生徒に対しての問題や不満は、ほとんど見出されなかったといえる。特に生徒のいじめや暴力対応については、SC側に、カウンセリング上での問題点・不満などの困難性が浮かんでこない。生徒対応・親対応に関し、学校という場に合致したカウンセリングのあり方・能力について、SC自身が力量をつけることが求められる。学校現場に特化した生徒へのカウンセリングのあり方を、SCは今以上に追求する必要がある。

15) SC導入の有効性が見られるか

SCの導入は効果が上がっているのかをデータで明らかにすることが求められる。SC本人が正確な情報を持ちあわせていないように思える。データベースによる検討が必要である。SC導入によって、例えば不登校・いじめなどの減少傾向がどれほど得られたのか。こうしたエビデンスを明らかにする必要がある。

最後に、今後の課題について4点をまとめておく。

- 1) 本研究で明らかになったSCによる問題点・不満の特徴の中には、これまでの先行研究(鶴飼,2007・斎藤,2009)で明らかになった問題点と類似のものを確認することができた。それらは、「校内の相談体制作り」「校内の連携」「管理職の無理解」、教員に対する理解、組織理解の難しさ、方針の食い違い、不安定な相談体制などとして、これまでも指摘されてきたものである。しかしながら、今回明らかになった特徴は、教育委員会などの関係組織、SCを養成する大学での臨床教育のあり方、SCの身分・待遇や、勤務体制などに対する問題点・不満などといった点にある。SC派遣制度そのものに対しての間

題点が、新たに取り上げられたものとして興味深い。

- 2) SCから出された問題点のほとんどが関係機関や学校側の対応への不満・不平であったといえる。つまり解決が相手側にあると考えるコンプレイナント（解決すべき責任は相手にあると考える）のタイプであると思われる。SCにとっては、困難な条件下においても問題点・不満を自ら解決するカスタマー（解決すべき責任は自分にあると考え、何とか努力していく）の場合での問題点を明らかにすることが課題となる。
- 3) 今回の質問内容は、問題点・不満に焦点を当てたものであった。さらに改善点に焦点を当てるような質問をすれば、自ら解決を志向するカスタマータイプの問題点が明らかになるとと思われる。SC自身への学校におけるカウンセリング対応について、カスタマーとしての力量を上げることが求められているといえよう。
- 4) SCの本来の職務である学校での相談活動は、どれほど充実したものであるのか、あるいは生徒への相談活動、いじめ・不登校などの成果はどれほどあがっているのかといった、SC導入の有効性についての指摘がなされた。SC導入の有効性を明らかにするためには、生徒への相談活動に直接的な焦点を当てた問題点・不満の検討、例えば、生徒への相談のあり方をどうするのか、そのための担任教員との連携のあり方をどうするのかなどの質的な検討（山下，2012）を行い、問題点を明らかにすることが課題である。

本論文の目的は、SCの抱える問題点・不満について、その全体像を解明することであった。こうした解明は、SCの抱える問題への解決に向けた方策を検討することにもつながり、結果として相談活動が充実したものになることが期待できる。今回は11名のSCからの自由記述の回答から、問題点や不満を導き出すにとどまったが、SCの置かれた勤務状況や相談活動の状況について、さらに幅広い調査対象者からの回答を踏まえて、詳しく把握する努力が求められる。

謝辞

本調査にあたっては、小学校、中学校、高校に勤務する多くのSCの方々から貴重なご意見やご示唆をいただいた。厚くお礼を申し上げます。

文献

- 有門秀記 編 2012 生徒指導士入門テキスト1～生徒指導を深める教育実践の心理～ 学事出版
- 伊藤美奈子 2000 学校側からみた学校臨床心理士（SC）活動の評価—全国のアンケート調査の結果報告 臨床心理士報 11 (2) 21-42.
- 鵜飼啓子 2007 文科省科学省スクールカウンセラー活用事業に係わる学校臨床心理士へのサポートのあり方 學苑 796 90-97

- 河村茂雄・武蔵由佳・粕屋貴志 2005 中学校のスクールカウンセラーの活動に対する意識と評価— カウンセリング研究 38 12-21.
- 斎藤暢一郎・福原俊太郎・川西智也・細川直人・柏原博子・師岡季織 2009 小学校スクールカウンセラーが抱く困難状況からみたスクールカウンセリング活動の検討—生態学的視点によるスクールカウンセリング活動の「理解」と「調整」機能 首都大学東京・東京都立大学心理学研究 19 33-40
- G・スクレア 著 市川千秋・宇田光 編訳 2000 ブリーフ学校カウンセリング 二瓶社
- 下司昌一・小畦彩子・山田麗子・渡辺瑞穂 2002 教員の問題意識とスクールカウンセラーへの期待 明治学院大学心理学紀要 12 17-29.
- 武田明典・鈴木明美・森慶輔・遊間千秋 2008 SCによる反社会的問題行動生徒への関わり—実践からの課題— 国立青少年教育振興機構研究紀要 8 103-114.
- 山下 渉 2012 担任教師にSCとの協働の開始を促す状況 教育心理学研究 60(1) 28-47.

